

# 地方独立行政法人長崎市立病院機構定年前再任用短時間勤務職員就業規程

平成24年4月1日

規程第12号

## 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人事

第1節 採用（第4条—第8条）

第2節 評定（第9条）

第3節 異動（第10条）

第4節 休職及び復職（第11条）

第5節 退職及び解雇（第12条—第14条）

第3章 給与（第15条）

第4章 服務（第16条）

第5章 勤務時間、休日及び休暇等（第17条）

第6章 育児休業等（第18条）

第7章 研修（第19条）

第8章 賞罰（第20条・第21条）

第9章 安全及び衛生（第22条）

第10章 業務による旅行（第23条）

第11章 福利厚生（第24条—第26条）

第12章 災害補償（第27条）

第13章 補足（第28条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する再任用職員の労働条件、服務規

律その他就業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員 地方独立行政法人長崎市立病院機構職員定年等に関する規程（令和7年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第1号。以下「定年規程」という。）第12条の規定により採用された者をいう。

ア 25年以上勤続して退職した者（当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者に限る。）

イ アに該当する者としてかつて再任用職員であった者（アに掲げる者を除く。）

(2) 再任用 定年規程第12条に規定する年齢60年以上退職者を定年前再任用短時間勤務職員として採用することをいう。

(規程等の遵守)

第3条 法人及び定年前再任用短時間勤務職員は、誠意をもって法令及びこの規程並びに関係規程等を遵守しなければならない。

## 第2章 人事

### 第1節 採用

#### 第4条 [削除]

(長崎市職員定年前退職者の再任用)

第5条 理事長は、特に必要と認めるときは、長崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎市条例第37号）第3条に規定する定年（附則第4項の定年に関する経過措置による適用を含む）までに退職した長崎市職員であって、同条例第12条に規定する年齢60年以上退職者を定年規程第12条に規定する年齢60年以上退職者に準ずる者として、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる。

(労働条件の明示)

第6条 職員就業規程第6条の規定は、再任用（前条の規定により長崎市職員を採用する場合を含む。）の際の労働条件の明示について準用する。

(任期の更新)

第7条 [削除]

(任期の末日)

第8条 再任用を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

第2節 評定

(勤務評定)

第9条 職員就業規程第9条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員の勤務評定について準用する。

第3節 異動

(異動)

第10条 職員就業規程第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員の異動について準用する。

第4節 休職及び復職

(休職及び復職)

第11条 職員就業規程第13条から第17条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員の休職及び復職について準用する。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第12条 定年前再任用短時間勤務職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職するものとし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己都合による退職を申し出たとき 理事長が承認する日
  - (2) 任期が満了したとき 任期が満了した日
  - (3) 死亡したとき 死亡日
  - (4) 法人の役員（職員を兼ねるもの除く。）に就任したとき 就任日の前日
- （自己都合による退職手続）

第13条 職員就業規程第19条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員が自己の都合により退職しようとするときについて準用する。

（解雇、解雇予告、退職時の責務及び退職証明書等の交付）

第14条 職員就業規程第23条から第26条までの規定は、定年前再任用短時間勤

務職員の解雇、解雇予告、退職時の責務及び退職証明書等の交付について準用する。

### 第3章 給与

(給与)

第15条 定年前再任用短時間勤務職員の給与については、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員給与規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第3号）で定める。

2 前項に定めるもののほか、臨時の給与の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

### 第4章 服務

(服務)

第16条 職員就業規程第29条から第46条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員の服務について準用する。

### 第5章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第17条 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休日、休暇等については、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第16号）で定める。

### 第6章 育児休業等

(育児休業等)

第18条 定年前再任用短時間勤務職員の育児休業等については、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員の育児休業等に関する規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第20号）で定める。

### 第7章 研修

(研修)

第19条 職員就業規程第49条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員の研修について準用する。

### 第8章 賞罰

(表彰)

第20条 定年前再任用短時間勤務職員の表彰については、地方独立行政法人長崎市

立病院機構職員表彰規程(平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第29号)の定めるところによる。

(懲戒、損害賠償等)

第21条 職員就業規程第51条から第56条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員の懲戒、損害賠償等について準用する。

2 理事長は、定年前再任用短時間勤務職員が第4条の規定により採用された場合において、定年前退職者となった日までの引き続く職員としての在職期間（職員就業規程第51条第2項に規定する当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。）又はこの規程の規定によりかつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中に前項の規定により準用する職員就業規程第51条第1項各号のいずれかに該当したときは、当該者に対し同規程第52条に規定する懲戒処分を行うことができる。

第9章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第22条 職員就業規程第57条から第59条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員の安全衛生管理等について準用する。

第10章 業務による旅行

(業務による旅行)

第23条 職員就業規程第60条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員の業務による旅行について準用する。

第11章 福利厚生

(共済等)

第24条 定年前再任用短時間勤務職員の共済等は、地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の定めるところによる。

(宿舎)

第25条 定年前再任用短時間勤務職員の宿舎の利用については、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員宿舎規程(平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第56号)の定めるところによる。

(職員互助会)

第26条 定年前再任用短時間勤務職員は、長崎市職員互助会に加入するものとする。

## 第12章 災害補償

### (災害補償)

第27条 定年前再任用短時間勤務職員の職務上の災害又は通勤途上の災害に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員であって、地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条第2項に定めるものの職務上の災害又は通勤途上の災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

## 第13章 補足

### (委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員の就業に関する必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(雇用期間の末日に関する特例)

2 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における再任用の任期の末日に係る第8条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは「64年」とする。

### 附 則（平成26年3月28日規程第24号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則（令和4年9月30日規程第28号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

### 附 則（令和6年9月30日規程第30号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

### 附 則（令和7年1月10日規程第4号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。